

# 障害福祉従事者慰労金の給付申請

## 退職者など、個人で申請する方向け

### 1 個人申請の必要性の検討と申請書の作成をお願いします。

- 退職されているなど、現在施設・事業所に勤務していない方は、**原則として最後に所属していた施設・事業所での申請となります。**
- 施設・事業所での申請が難しく、個人での申請をされる方は、個人申請書の作成をお願いします。
- 本人確認書類の写しと受取先金融機関口座確認書類の写しを添付してください。
  - ※ 対象期間内に勤務していた施設・事業所の記載をお願いします。
  - ※ 対象期間内に勤務していた施設・事業所での業務内容などを、当該施設・事業所から記載してもらってください。
  - ※ 受取口座に間違いのないよう、よく確認してください。

### 2 交付申請をお願いします。

- 岐阜県障害福祉課事業所指導係に郵送してください。
  - ※ 入金まで時間がかかる場合があります。

### 3 入金の確認をお願いします。

- 申請内容に問題がなければ、県が交付額を決定し、通知します。その後、入金の確認をお願いします。
- 慰労金は非課税として扱われます。給与所得として扱わないようご注意ください。

### 4 証拠書類の保管をお願いします。

- 申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。
  - ※ 誤給付などが判明した場合、慰労金の返還を求める場合があります。

#### <書類郵送先>

岐阜県障害福祉課事業所指導係（〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1）